

湖北広域行政事務センター公告第1号

湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定による民間事業者の公募による選定のため、総合評価一般競争入札を行うにあたって、次のとおり公告する。

平成30年5月1日

湖北広域行政事務センター
管理者 若林 正道

1 入札に付する事業の概要

- (1) 契約番号 平成30年度 第1号
- (2) 事業名称 湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業
- (3) 事業場所 滋賀県長浜市木尾町1266番外
- (4) 事業方式 PFI事業のうちBTO方式 (Build Transfer Operate)
- (5) 事業概要 本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として、湖北広域行政事務センター新斎場を設計・建設し、これを維持管理・運営するものである。
なお、落札者は、本事業の実施にあたり、特別目的会社（SPCという。）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立するものとする。
- (6) 事業期間 事業契約締結日の翌日から平成48年3月31日まで
- (7) 予定価格 5,995,027,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- (8) 評価の方法 落札者決定基準を基に湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業者選定委員会が行います。
- (9) 最低制限価格 設定しない。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

本事業に応募する事業者（以下「入札参加者」という。）の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、次に掲げる企業を含むグループにより構成されるものとする。なお、下記の企業について複数を一企業が兼ねることを可能とする。

ただし、建設企業及び火葬炉企業は工事監理企業を兼ねることができない。また、建設企業又は火葬炉企業と資本面若しくは人事面において関連が

ある企業は、工事監理企業になることができない。

(ア) 火葬炉を除く本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）

(イ) 火葬炉を除く本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）

(ウ) 本施設の工事監理を行う企業（以下「工事監理企業」という。）

(エ) 火葬炉の設計、製作を行う企業（以下「火葬炉企業」という。）

(オ) 火葬炉を除く本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）

(カ) 火葬炉の保守管理及び運転業務、並びに火葬業務を行う企業（以下「火葬炉運転企業」という。）

(キ) 本施設を運営する企業（以下「運営企業」という。）

その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業（以下「その他企業」という。）の参加を認めるものとする。

イ 入札参加者は、構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書提出時には構成員及び協力企業の企業名、並びにそれらが携わる業務について明らかにすること。なお、構成員及び協力企業の定義については、次のとおりとする。

(ア) 構成員とは、S P C（Special Purpose Company：特別目的会社）に対して出資する者であり、S P Cが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。

(イ) 協力企業とは、S P Cに対して出資は行わない者であり、S P Cが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。

ウ 入札参加者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、当該代表企業が応募手続き等を行うこととする。

エ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、代表企業でない構成員及び協力企業について、やむを得ない事情が生じた場合は、センターと協議を行う。

オ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

（２）入札参加者の入札参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の入札参加資格要件を満たすものとする。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ウ 代表企業、建設企業及び火葬炉企業は、入札参加資格確認日において、平成30年度湖北広域行政事務センター建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されている者、若しくは平成30年度長浜市建設工事等競争入札参加有資格者名簿又は米原市建設工事等入札参加有資格者名簿（以下「有資格

者名簿」という。)に登録されている者であること。

※本事業を落札した入札参加者において、代表企業、建設企業及び火葬炉企業を含めた全ての構成員及び協力企業は、平成31年2月に受け付けるセンター入札参加資格審査申請を行うものとする。

エ 設計企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 建設企業は、次の要件を満たしていること。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 建設企業のうち1者は、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果通知書の建築一式工事に係る総合評定値（P）が1,500点以上かつ経営状況評点（Y）が500点以上であること。

(ウ) 建設企業の構成員又は協力企業のうち少なくとも1者は地元企業とすること。地元企業とは、長浜市又は米原市に本店を置く企業をいい、かつ、次の要件を満たすこと。

① センターもしくは、長浜市又は米原市の有資格者名簿の建築一式工事に登録されている者であること。

② 建設業法の規定に基づく経営事項審査結果通知書の建築一式工事に係る総合評定値（P）が800点以上かつ経営状況評点（Y）が500点以上であること。

カ 工事監理企業は、建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

キ 火葬炉企業は、1箇所当たり9基以上の火葬炉を納入・設置した実績のある者であること。

（3）入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

ア PFI法第9条の規定に該当する者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

ウ センターより入札参加停止の措置を受けている者。

エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者。

カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立てがなされている者。

キ 直近1年分の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者。

ク 本事業のアドバイザー業務に関与した者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおり。

(ア) パシフィックコンサルタンツ株式会社（東京都千代田区神田錦町三丁目22番地）

(イ) 日比谷パーク法律事務所（東京都千代田区有楽町1丁目5番1号）

ケ 本事業の「湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業者選定委員会」の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

コ 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者。

(ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(イ) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとみられるとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3 入札手続に関する事項

(1) 入札説明書等の公表

入札説明書等を湖北広域行政事務センターホームページにおいて公表する。

(<http://www.kohoku-kouiki.jp/topics/新斎場整備事業.html>)

公表期間 平成30年5月1日（火）から平成30年9月14日（金）まで

(2) 入札説明書等の配付等

入札説明書等は配付しない。入手方法は、湖北広域行政事務センターホーム

ページからダウンロードによるものとする。

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書に記載の方法により質問を行うものとする。

(3) 参加表明書及び入札参加資格審査申請書類の受付

ア 受付期日

平成30年6月22日（金）8時30分から17時まで

イ 提出方法

持参による。

ウ 提出先

湖北広域行政事務センター 施設整備課

〒526-0021 滋賀県長浜市八幡中山町200番地

エ 提出書類

入札説明書等示すとおり。

(4) 入札提案書類の受付

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札提案書類を作成し、センターへ提出すること。

ア 受付期日

平成30年9月14日（金）8時30分から12時まで

イ 提出方法

持参による。

ウ 提出先

湖北広域行政事務センター 施設整備課

〒526-0021 滋賀県長浜市八幡中山町200番地

エ 提出書類

入札説明書等示すとおり。

(5) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

平成30年9月14日（金）15時

イ 開札場所

湖北広域行政事務センター 管理棟 研修室

(6) 落札者の決定

落札者の決定基準については、「湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業落札者決定基準」のとおりとする。

湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業者選定委員会による審査結果に基づき落札者の決定を行い、その審査結果をセンターホームページで公表す

る。

4 その他

(1) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格がない者又は入札参加資格通知書を受領しなかった者が行った入札。
- イ 参加表明書に記載された入札参加者の代表企業以外の者が行った入札。
- ウ 入札者又は入札者の代理人の記名押印のない入札書によって行われた入札、記載すべき事項の記入のない入札書によって行われた入札又は記入事項の判読できない入札書によって行われた入札。
- エ 誤字又は脱字により入札者の意思表示が不明確な入札書によって行われた入札。
- オ 入札参加資格確認後、入札日までに入札参加資格要件を欠いた者を構成員又は協力企業として構成している入札参加者が行った入札。
- カ 金額を訂正した入札書によって行われた入札。
- キ 件名、その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札書によって行われた入札。
- ク 同一入札について入札者又は入札者の代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札。
- ケ 同一入札について入札者及び入札者の代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札。
- コ 押印された印影が明らかでない入札書によって行われた入札。
- サ 代理人で委任状を提出しない者が行った入札。
- シ 明らかに連合によると認められる入札。
- ス その他入札の条件に違反した入札又は入札執行担当者の指示に従わない者の入札。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

施設整備業務及び既存施設の解体業務に係る対価（サービス購入料A、B及びC）の合計額からサービス購入料Bの割賦金利を除いた額に、消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の10以上を納付するものとする。

(4) 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

落札者は、本事業契約に向けての基本協定書をセンターと締結し、速やかにSPCを設立した後、センターとSPCが本事業に関する仮契約を締結す

る。その後、センター議会の議決を経て本契約となる。

(5) その他条件等

上記のほか、本事業及び本件入札に係る条件等は、入札説明書等を示すところとする。

(6) 問い合わせ先

湖北広域行政事務センター

施設整備課（事業担当部署）、総務課（入札担当部署）

〒526-0021 滋賀県長浜市八幡中山町200番地

電話：(0749)62-7146

FAX：(0749)65-0245